

決 裁	教育長	課 長	主 幹	担当スタッフ	合 議

平成22年第10回上富良野町教育委員会会議録

1. 平成22年10月7日(木)16時00分開会の第10回上富良野町教育委員会は、上富良野町社会教育総合センターに招集された。

2. 開 会 平成22年10月7日 16時00分

3. 出席委員

委員長 増 田 修 一
 委 員 菅 野 博 和
 委 員 三 熊 邦 彦
 委 員 吉 村 好 子
 教育長 北 川 雅 一

4. 欠席委員

5. 事務局職員

教育振興課長 服 部 久 和
 社会教育班主幹 水 谷 つ ね
 学校教育班主幹(記録) 大 石 輝 男
 学校教育アドバイザー 齊 木 光 男

6. 閉 会 平成22年10月7日 16時28分

発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
教育振興課長	<p>開会宣言 16時00分</p> <p>初めに仮議長の件についてご説明をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条に基づき、委員長の任期が1年と定められております。後程、委員長の選任の案件がございますので、委員長が選任されるまで慣例によりまして年長者であります増田委員に仮議長をお願いしたいと思っております。</p>
増田委員	<p>それでは、教育振興課長から説明ございましたように慣例によりまして年長者ということで仮議長をさせていただきます。</p>
増田仮議長	<p>只今より平成22年第10回上富良野町教育委員会会議を開催いたします。前回の議事録承認について、学校教育班主幹より報告願います。</p>
学校教育班主幹	<p>前回の議事録につきましてご説明申し上げます。</p> <p>前回、平成22年9月27日開催の平成22年第9回教育委員会議事録についてご報告申し上げます。報告第1号上富良野町教育委員会委員の任命についてほか2件及び議案第1号平成22年度上富良野町教育委員会表彰受賞者の決定についてほか1件についてご審議をいただき、議案のとおり了しております。</p> <p>後程、会議録をお回しいたしますので、署名方お願い申し上げます。</p>
委員長	<p>後程、会議録をお回しいたしますので、署名方お願い申し上げます。</p>
委員長	<p>次に、前回以降の諸般の報告について教育長から報告願います。</p>
教育長	<p>それでは、前回以降の諸般の報告について報告します。</p>
委員長	<p>前回9月27日以降の教育行政の報告をいただきました。何かお聞きしたい点ありましたら、願います。ございませんか。</p>
全委員	<p>(なしという声)</p>
委員長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第1選任第1号上富良野町教育委員会教育委員長及び委員長職務代理者の選任について、教育振興課長より説明願います。</p>
教育振興課長	<p>只今上程いただきました日程第1選任第1号、上富良野町教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について、ご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規程により、教育委員会委員長及び委員長職務代理者の任期が1年となっており、9月30日をもって任期満了となります。そのことから、本日</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
	<p>上程をするものであります。選任の方法であります、町の財務規則規程や他の法令等の解釈によりますと選挙による方法と指名の方法があり、過去にはこの2通りの実方法と施の方法があります。今回は、いずれの方法により行うのかお伺いをいたします。 (選任第1号議案朗読)</p>
増田仮議長	<p>ありがとうございます。教育振興課長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規程により教育委員会委員長並びに委員長職務代理者の任期は1年となつてこの9月30日をもって任期が切れることとなります。それに基づきまして委員の皆様におはかりをしたいとおもいます。過去の2つの例によると選挙による方法と指名の方法とがあります。どんな方法で致しますか。</p>
菅野委員	<p>指名の方法が良いと思います。それで委員長を増田委員にお願いしたいと思います。</p>
増田仮議長	<p>今、菅野委員さんから指名による方法が良いという意見がありましたが、他に意見ございませんか。</p>
全委員	<p>なしの声</p>
増田仮議長	<p>指名の方法でよろしいですか。それで菅野委員さんから年長者であることから指名をいただきましたが、如何でしょうか。若い方にお願いしたい気持ちもありますが。</p>
全委員	<p>異議なしの声</p>
増田仮議長	<p>皆様にご迷惑をかけている私ですが、よろしいですか。</p>
全委員	<p>はいの声</p>
委員長	<p>それでは、1年間、努めさせていただきますので、よろしく申し上げます。 それでは、慣例に従って、委員長を選任いただきましたので、委員長職務代理者につきましては、菅野委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なしの声</p>
増田仮議長	<p>それでは、私と菅野委員で委員長と職務代理者として務めさせていただきます。あくまでも教育委員会の委員の全ての決め事は、合議体になっています。委員の皆様の温かいご理解、ご協力をたまわりますことを重ねてお願い申し上げ、私たち二人1年間努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨 及 び 内 容
委員長	<p>それでは、早速、次の議事に入ります。よろしいでしょうか。</p> <p>日程第2報告第1号町立小中学校教職員の人事等について上程いたします。</p>
教育振興課長	<p>ただ今上程いただきました日程第2報告第1号町立小中学校教職員の人事等について、ご説明いたします。この案件につきましては、9月27日の平成22年度第9回教育委員会で先に産休の変更について、ご審議をいただきました。今回は、その後の育児休業、それに伴う代替であります。議案を朗読して報告とさせていただきます。(報告第1号議案朗読説明)</p> <p>以上報告がありました。何かご質問ありますか。</p>
委員長	<p>約3年休むことになりますか。</p>
菅野委員	<p>予定として3年になりなすが、早く、職場復帰することも可能です。</p>
教育振興課長	<p>最大3年になります。</p>
教育長	<p>それでは、よろしいですね。</p>
委員長	<p>はいの声</p>
全委員	<p>それでは、次に日程第3議案第1号、日程第4議案第2号町立学校職員の処分の内申について一括して上程いたします。</p>
委員長	<p>ただいま上程いただきました日程第3議案第1号、日程第4第2号町立学校職員の処分の内申について、ご説明申し上げます。(報告第3号議案朗読)</p>
教育振興課長	<p>以上説明がありました。何かご質問ありますか。</p>
委員長	<p>30キロオーバーでは、どんな罰則があるのか。</p>
菅野委員	<p>一般的には、30キロオーバーでは、一発免停で6点となります。1ヶ月の免停につきましては、概ね戒告という処分がされます。戒告になりますと、勤勉手当のカット、定期昇給で1年間何もなければ4号級昇給するんですけども、これが3号級になります。結果として生涯影響し、年金にも影響があります。</p>
教育振興課長	<p>何かご意見ございませんか。</p>
委員長	<p>何かご意見ございませんか。</p>
三熊委員	<p>この処分については、教育委員会からどう意見を言っても処罰はあるのか。</p>

教育振興課長	あります。
菅野委員	教育委員会の承認とはどういうことか。
教育振興課長	内申に対しての最後の処分の内容について意見を求めるものです。
委員長	<p>日程第3議案第1号、日程第4議案第2号町立学校職員の処分の内申について、ただいまご報告をいただいた通りでございます。委員会としても子どもたちの安全を期する私たち並びに教職員の立場で理解をしていただき、ぜひ、委員会からも以後、他の先生方にもこのようなことが起きないようにご指導をいただきたいと思います。</p> <p>内申の報告どおりでよろしいですか。</p>
全委員	はいの声
委員長	では、次に進ませていただきます。日程第5議案第3号上富良野町社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱についてを上程いたします。
教育振興課長	<p>ただいま上程いただきました日程第5議案第3号上富良野町社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。</p> <p>これにつきましては、今回、ご新任されました吉村委員が社会教育委員をしております。その後任ということで選出がされましたので、承認を求めるものです。</p> <p>それでは、議案を朗読して説明いたします。</p>
委員長	ただいま教育振興課長の方から説明がございましたが、何かご意見等ございますか。
全委員	なしの声
委員長	ただいまの件について、ご承認いただけますか。
全委員	<p>はいの声</p> <p>なければ以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。</p>

閉会 16時28分

この会議次第は、書記の記録したものであるが、その内容の正確なことを証するため、
ここに署名する。

委員長

委員

委員

委員

調整員